



会社名 コーナン商事株式会社
代表者名 代表取締役社長 疋田 直太郎
(コード番号 7516 東証第 1 部)
問合せ先 取締役上席執行役員 品川 良一
(TEL. 072 - 274 - 1622)

当社は、本日公表した「過年度に係る有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度に係る決算短信等（訂正版）の公表について」においてお知らせ致しましたとおり、本日、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局へ提出し、過年度決算短信等（訂正版）についても公表致しました。また、これと併せ、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」を提出しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

第33期	内部統制報告書	(自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日)
第34期	内部統制報告書	(自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日)
第35期	内部統制報告書	(自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日)
第36期	内部統制報告書	(自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日)

平成 25 年 11 月 5 日に同委員会から「調査報告書」を受領し、当該元取締役が取引先からリベート等の経済的利益を取得していた可能性は極めて高いこと、当該元取締役が実質経営する不動産会社と当社との土地賃貸借契約締結の承認に関しては当社取締役の善管注意義務違反及び当社監査役の監督義務違反等が認められる可能性があること、当該元取締役が同不動産会社による事業を行っていること及び当社前社長が同不動産会社の監査役を兼任していたことは当社の社内規程に違反する可能性が高いこと、同不動産会社は当社の子会社に該当すること、海外仕入先のうち 1 社は当社の関連当事者に該当し、当該仕入先との取引は関連当事者との取引として開示する必要があること等が判明いたしました。

かかる不適切な行為等が行われた主な原因は次のとおりと認識しております。

- ①業務分掌・職務権限が目的とする相互牽制による統制が形骸化していたこと。
- ②上記①の状況の下で当該元取締役が当社前社長の有する権限を笠に着て権限を集中していったこと。
- ③取締役・監査役による監視・牽制機能が十分に働かなかったこと。
- ④社内のコンプライアンスに対する理解や意識が十分でなかったこと。
- ⑤内部通報制度が有効に機能していなかったこと。

以上の財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。

なお、上記の不備については、本訂正報告書提出時点において是正が完了しておりません。

本件に対する当社の対応として、平成 25 年 11 月 15 日に第 30 期（自 平成 18 年 3 月 1 日 至 平成 19 年 2 月 28 日）から第 36 期（自 平成 24 年 3 月 1 日 至 平成 25 年 2 月 28 日）までの有価証券報告書及び第 30 期（自 平成 18 年 3 月 1 日 至 平成 19 年 2 月 28 日）から第 32 期（自 平成 20 年 3 月 1 日 至 平成 21 年 2 月 28 日）までの半期報告書並びに第 33 期（自 平成 21 年 3 月 1 日 至 平成 22 年 2 月 28 日）から第 37 期第 1 四半期（自 平成 25 年 3 月 1 日 至 平成 25 年 5 月 31 日）までの四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、財務報告に係る内部統制の重要な欠陥を是正するために、「第三者委員会」からの提言を踏まえて、以下のとおり再発防止措置を講じて、内部統制の改善を図ってまいります。

- ①業務分掌・職務権限の明確化
- ②権限集中の排除
- ③取締役・監査役による監視・牽制の充実
- ④コンプライアンスに対する意識改革
- ⑤内部通報制度の充実

(2) 第34期内部統制報告書（自 平成22年 3 月 1 日 至 平成23年 2 月28日）

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価手続を実施した結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

平成 25 年 9 月、当社元取締役について外部より照会（仕入取引先からの不適正な資金の受領の有無、当社と同元取締役の関連当事者との取引開始の経緯等）があり、当社では同月、当社監査役 5 名及び上記照会に係る事実と関係のない取締役 3 名を委員とする内部

調査委員会を設置して事実関係の有無及びその内容の究明に着手いたしました。その後、同元取締役が実質経営する不動産会社が設立登記される前に当社が取締役会の承認を得ずに土地の賃借契約を結んだ事実、同土地の購入資金 150 百万円を当社前代表取締役社長（以下、「当社前社長」という。）が同元取締役に個人的に貸与した事実、及び、当社前社長が上海のマンション購入資金として同元取締役に 12 百万円を贈与した事実が報道されるに至ったため、平成 25 年 10 月 15 日、調査の客観性及び信頼性を高めるため、社内調査に加え、当社と利害関係のない弁護士による「第三者委員会」を設置し、調査を委嘱いたしました。

平成 25 年 11 月 5 日に同委員会から「調査報告書」を受領し、当該元取締役が取引先からリベート等の経済的利益を取得していた可能性は極めて高いこと、当該元取締役が実質経営する不動産会社と当社との土地賃貸借契約締結の承認に関しては当社取締役の善管注意義務違反及び当社監査役の監督義務違反等が認められる可能性があること、当該元取締役が同不動産会社による事業を行っていること及び当社前社長が同不動産会社の監査役を兼任していたことは当社の社内規程に違反する可能性が高いこと、同不動産会社は当社の子会社に該当すること、海外仕入先のうち 1 社は当社の関連当事者に該当し、当該仕入先との取引は関連当事者との取引として開示する必要があること等が判明いたしました。

かかる不適切な行為等が行われた主な原因は次のとおりと認識しております。

- ①業務分掌・職務権限が目的とする相互牽制による統制が形骸化していたこと。
- ②上記①の状況の下で当該元取締役が当社前社長の有する権限を笠に着て権限を集中していったこと。
- ③取締役・監査役による監視・牽制機能が十分に働かなかったこと。
- ④社内コンプライアンスに対する理解や意識が十分でなかったこと。
- ⑤内部通報制度が有効に機能していなかったこと。

以上の財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。

なお、上記の不備については、本訂正報告書提出時点において是正が完了しておりません。

本件に対する当社の対応として、平成 25 年 11 月 15 日に第 30 期（自 平成 18 年 3 月 1 日 至 平成 19 年 2 月 28 日）から第 36 期（自 平成 24 年 3 月 1 日 至 平成 25 年 2 月 28 日）までの有価証券報告書及び第 30 期（自 平成 18 年 3 月 1 日 至 平成 19 年 2 月 28 日）から第 32 期（自 平成 20 年 3 月 1 日 至 平成 21 年 2 月 28 日）までの半期報告書並びに第 33 期（自 平成 21 年 3 月 1 日 至 平成 22 年 2 月 28 日）から第 37 期第 1 四半期（自 平成 25 年 3 月 1 日 至 平成 25 年 5 月 31 日）までの四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、財務報告に係る内部統制の重要な欠陥を是正するために、「第三者委員会」からの提言を踏まえて、以下のとおり再発防止措置を講じて、内部統制の改善を図ってまいります。

- ①業務分掌・職務権限の明確化
- ②権限集中の排除
- ③取締役・監査役による監視・牽制の充実
- ④コンプライアンスに対する意識改革
- ⑤内部通報制度の充実

(3) 第35期内部統制報告書（自 平成23年 3 月 1 日 至 平成24年 2 月29日）

3 【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価手続を実施した結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

平成 25 年 9 月、当社元取締役について外部より照会（仕入取引先からの不適正な資金の受領の有無、当社と同元取締役の関連当事者との取引開始の経緯等）があり、当社では同月、当社監査役 5 名及び上記照会に係る事実と関係のない取締役 3 名を委員とする内部調査委員会を設置して事実関係の有無及びその内容の究明に着手いたしました。その後、同元取締役が実質経営する不動産会社が設立登記される前に当社が取締役会の承認を得ずに土地の賃借契約を結んだ事実、同土地の購入資金 150 百万円を当社前代表取締役社長（以下、「当社前社長」という。）が同元取締役に個人的に貸与した事実、及び、当社前社長が上海のマンション購入資金として同元取締役に 12 百万円を贈与した事実が報道されるに至ったため、平成 25 年 10 月 15 日、調査の客観性及び信頼性を高めるため、社内調査に加え、当社と利害関係のない弁護士による「第三者委員会」を設置し、調査を委嘱いたしました。

平成 25 年 11 月 5 日に同委員会から「調査報告書」を受領し、当該元取締役が取引先からリベート等の経済的利益を取得していた可能性は極めて高いこと、当該元取締役が実質経営する不動産会社と当社との土地賃貸借契約締結の承認に関しては当社取締役の善管注意義務違反及び当社監査役の監督義務違反等が認められる可能性があること、当該元取締役が同不動産会社による事業を行っていること及び当社前社長が同不動産会社の監査役を兼任していたことは当社の社内規程に違反する可能性が高いこと、同不動産会社は当社の子会社に該当すること、海外仕入先のうち 1 社は当社の関連当事者に該当し、当該仕入先との取引は関連当事者との取引として開示する必要があること等が判明いたしました。

かかる不適切な行為等が行われた主な原因は次のとおりと認識しております。

- ①業務分掌・職務権限が目的とする相互牽制による統制が形骸化していたこと。
- ②上記①の状況の下で当該元取締役が当社前社長の有する権限を笠に着て権限を集中していったこと。
- ③取締役・監査役による監視・牽制機能が十分に働かなかったこと。
- ④社内コンプライアンスに対する理解や意識が十分でなかったこと。
- ⑤内部通報制度が有効に機能していなかったこと。

以上の財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。

なお、上記の不備については、本訂正報告書提出時点において是正が完了しておりません。

本件に対する当社の対応として、平成 25 年 11 月 15 日に第 30 期（自 平成 18 年 3 月 1 日 至 平成 19 年 2 月 28 日）から第 36 期（自 平成 24 年 3 月 1 日 至 平成 25 年 2 月 28 日）までの有価証券報告書及び第 30 期（自 平成 18 年 3 月 1 日 至 平成 19 年 2 月 28 日）から第 32 期（自 平成 20 年 3 月 1 日 至 平成 21 年 2 月 28 日）までの半期報告書並びに第 33 期（自 平成 21 年 3 月 1 日 至 平成 22 年 2 月 28 日）から第 37 期第 1 四半期（自 平成 25 年 3 月 1 日 至 平成 25 年 5 月 31 日）までの四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、財務報告に係る内部統制の重要な欠陥を是正するために、「第三者委員会」からの提言を踏まえて、以下のとおり再発防止措置を講じて、内部統制の改善を図ってまいります。

- ①業務分掌・職務権限の明確化
- ②権限集中の排除
- ③取締役・監査役による監視・牽制の充実
- ④コンプライアンスに対する意識改革
- ⑤内部通報制度の充実

(4) 第36期 内部統制報告書（自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日）

3 【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価手続を実施した結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないとは判断いたしました。

記

平成 25 年 9 月、当社元取締役について外部より照会（仕入取引先からの不適正な資金の受領の有無、当社と同元取締役の関連当事者との取引開始の経緯等）があり、当社では同月、当社監査役 5 名及び上記照会に係る事実と関係のない取締役 3 名を委員とする内部調査委員会を設置して事実関係の有無及びその内容の究明に着手いたしました。その後、同元取締役が実質経営する不動産会社が設立登記される前に当社が取締役会の承認を得ずに土地の賃借契約を結んだ事実、同土地の購入資金 150 百万円を当社前代表取締役社長（以下、「当社前社長」という。）が同元取締役に個人的に貸与した事実、及び、当社前社長が上海のマンション購入資金として同元取締役に 12 百万円を贈与した事実が報道されるに至ったため、平成 25 年 10 月 15 日、調査の客観性及び信頼性を高めるため、社内調査に加え、当社と利害関係のない弁護士による「第三者委員会」を設置し、調査を委嘱いたしました。

平成 25 年 11 月 5 日に同委員会から「調査報告書」を受領し、当該元取締役が取引先からリベート等の経済的利益を取得していた可能性は極めて高いこと、当該元取締役が実質経営する不動産会社と当社との土地賃貸借契約締結の承認に関しては当社取締役の善管注意義務違反及び当社監査役の監督義務違反等が認められる可能性があること、当該元取締役が同不動産会社による事業を行っていること及び当社前社長が同不動産会社の監査役を兼任していたことは当社の社内規程に違反する可能性が高いこと、同不動産会社は当社の子会社に該当すること、海外仕入先のうち 1 社は当社の関連当事者に該当し、当該仕入先との取引は関連当事者との取引として開示する必要があること等が判明いたしました。

かかる不適切な行為等が行われた主な原因は次のとおりと認識しております。

- ①業務分掌・職務権限が目的とする相互牽制による統制が形骸化していたこと。
- ②上記①の状況の下で当該元取締役が当社前社長の有する権限を笠に着て権限を集中していったこと。
- ③取締役・監査役による監視・牽制機能が十分に働かなかったこと。
- ④社内でのコンプライアンスに対する理解や意識が十分でなかったこと。
- ⑤内部通報制度が有効に機能していなかったこと。

以上の財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記の不備については、本訂正報告書提出時点において是正が完了しておりません。

本件に対する当社の対応として、平成 25 年 11 月 15 日に第 30 期（自 平成 18 年 3 月 1 日 至 平成 19 年 2 月 28 日）から第 36 期（自 平成 24 年 3 月 1 日 至 平成 25 年 2 月 28 日）までの有価証券報告書及び第 30 期（自 平成 18 年 3 月 1 日 至 平成 19 年 2 月 28 日）から第 32 期（自 平成 20 年 3 月 1 日 至 平成 21 年 2 月 28 日）までの半期報告書並びに第 33 期（自 平成 21 年 3 月 1 日 至 平成 22 年 2 月 28 日）から第 37 期第 1 四半期（自 平成 25 年 3 月 1 日 至 平成 25 年 5 月 31 日）までの四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するために、「第三者委員会」からの提言を

踏まえて、以下のとおり再発防止措置を講じて、内部統制の改善を図ってまいります。

- ①業務分掌・職務権限の明確化
- ②権限集中の排除
- ③取締役・監査役による監視・牽制の充実
- ④コンプライアンスに対する意識改革
- ⑤内部通報制度の充実

以上